

別紙16（効果促進事業に係る運用）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙12の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙12第2から第6までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2	基幹事業	交付要綱別表1の1の(1)から(4)までの事業
第3	都道府県	沖縄県